くらしの8合情報 子どもを事故から守る! プロジェクト

子どもは、保護者や周りの大人にとって思いがけない行動や反応をすることで、さまざまな不慮の事故にまきこまれることが少なくありません。事故については「予防」「救急手当」「治療快復」の各段階に応じた対応が不可欠ではありますが、まずは、事故にまきこまれることを可能な限り防ぐ「予防」の観点に立つことが重要です。

消費者庁では、次の3点を柱として、「予防」の観点に立って「子どもを事故から守る」ことに 取り組んでいます。

- 子どもにとって何が危険で、 どのように注意すべきか等に関する情報の提供
- 2 関係者が取り組んでいるさまざまな事例等の紹介
- 3 事故原因となる製品、施設の改良の促進

詳しくは消費者庁のホームページをご覧ください。 http://www.caa.go.jp/kodomo/project/index.php













多重債務者無料相談会

県内4か所の県消費生活センターにおいて、弁護士・司法書士による 多重債務者のための無料相談会を開催します。

日時•場所

平成24年9月10日(月) 10:00~17:00 上田消費生活センター 平成24年9月12日(水) 10:00~17:00 長野・松本・飯田の各消費生活センター

相談は予約制です。事前に最寄りの消費生活センター(1面参照)に電話で予約をお願いします。

予約開始受付 8月27日(月)から ※なお、県消費生活センターでは常時多重債務者の相談を受け付けています。

高齢者被害 特別相談

60歳以上の方からの消費生活相談が増加していることから、県内4か所の県消費生活センター(1面参照)において「高齢者被害特別相談」を実施します。

日 時 平成24年9月24日(月)、25日(火)8:30~17:00

※この日時のほかにも、常時高齢者の方からの相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

編集・発行 **長野県企画部 消費生活室** E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp 〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1 TEL026-223-6770 FAX026-223-6771

くらし 情報 はインターネットでもご覧いただけます。また、県では「消費生活情報メールマガジン」も配信しています。詳しくは県消費生活情報ホームページをご覧ください。

http://www.nagano-shohi.net/



回覧ながのけん

MARUTOKU

くらし、情報



○食べ物による窒息事故にご注意を! …

○悪質商法から高齢者を守りましょう! ……………

○くらしのミニ情報 他

①食べ物による窒息事故にご注意を ①

不慮の事故による死亡者数は、「窒息事故」によるものが平成18年以降、最も多くなっています。この「窒息事故」のうち、約半数を占めているのが、食べ物が誤って気管内に入る事故です。特に子ども、高齢者、えん下障害のある方は注意が必要です。

食べ物による窒息事故を予防するために、まわりの方は次のことに配慮してください。

- ○食品を食べやすい大きさに切る。一口の量は無理なく食べられる量に。
- ○急いで飲み込まず、ゆっくりとよく噛み砕いてから飲み込む。
- ○食事の際は、お茶や水などを飲んでのどを湿らせる。
- ○食べ物を口に入れたまま、しゃべったりしない。
- ○食事中に、驚かせるような行動をしない。
- ○食事中は遊ばない、歩き回らない、寝ころばない。
- ○乳幼児の食品に表示されている月齢などは目安であり、

食べる機能の発達には個人差があることも考慮して食品を選ぶ。

- ○ピーナッツなどの豆類は誤って気管に入りやすいため、3歳頃までは食べさせない。
- ○介護を要する方などは、お粥など流動食に近い食べ物でものどに詰まることがある ため、食事の際は目を離さない。

『**困った**』 『**どうしよう**』 など消費者トラブルでお困りのときは、

消費生活センターにご相談ください!

長野消費生活センター

長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階

☎026-223-6777

FAX:026-223-6771

飯田消費生活センター

☎0265-24-8058

FAX:0265-21-1703

松本消費生活センター

松本市中央1-23-1 松本商工会館内

☎0263-35-1556

FAX:0263-35-0949

上田消費生活センター

上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階

☎0268-27-8517

FAX:0268-25-0998

4

1

悪質商法から高齢者

高齢者をねらった悪質商法が跡を絶ちません。

最近は、高齢者の一人暮らしや高齢者だけの世帯ばかりでなく、子どもたちなどと 同居していても、昼間は一人だけになってしまう高齢者もねらわれています。

このような被害から高齢者を守るためには、ご家族、ご近所・地域、福祉関係者などが直接声をかけたり、生活状況に気を配ることが大変重要です。

高齢者をねらった悪質商法

訪問販売編

次から次へと…こんなに!

一人暮らしの母のところに、次々と訪問販売や電話勧誘販売が来ているようだ。母は気が弱いところがあり頼まれると断れずに購入してしまっている。この前も同じようなマッサージ器を2台も購入したり、部屋に入りきらないほどの健康食品を購入していた。今まで可能な限りクーリング・オフをしてきたが、最近、母は認知症の症状も出てきており、今後が心配である。



本当に消費生活センターの職員?

過去に訪問販売で高額な布団を購入したことがある。その後、新たな布団の購入や布団のクリーニングを勧める訪問販売や電話勧誘販売があったがすべて断ってきた。先日、消費生活センターの職員を名乗る人から、「あなたが過去に購入した布団の販売業者は悪質な業者であり、今後、訪問販売をさせないようにするために、お宅に伺って業者の調査をしたい。」という電話があった。悪質業者の調査なら協力しようと思い訪問を承諾したが、消費生活センターではこのような訪問を行っているのか。



75772

- ○「お金」「健康」「孤独」に不安を持つ高齢者をねらって、次々と勧誘し契約をさせる手口が横行しています。不要な場合は、はっきり断る ことが大切です。
- ○認知症などの症状が見られる場合は、成年後見制度の利用も検討してください。
- ○消費生活センターの職員が調査などと言って、消費者の自宅を訪問することはありません。このような 不審な電話や訪問を受けた場合は、きっぱりと断り、応対しないでください。

を守りましょう!!

高齢者をねらった悪質商法

投資

将来有望なら!?

先日A社から電話があり、「あなたの住む市で、環境を守るための事業計画を進めている。資料を送るので是非見てほしい。」と言われた。後日、封書で会社案内のパンフレットと1口20万円の新株予約権付社債の申込書が届いた。数日後、B社から「A社から封書は届いていないか。A社は将来有望な会社で社債を持っていれば必ず儲かるので購入したいが、限定販売なので封書が送られた人に電話をしている。封書を5万円で買い取らせてほしい。」と電話があった。また、C社からも同様に封書を7万円で買い取らせてほしいとの電話があった。そんなに将来有望な会社の社債なら購入しようと思い申込書を送付してしまった。

被害が取り戻せるってホント?

10年以上前に投資の被害に遭ったことがある。先日、ある投資会社から「以前あなたが投資した会社の隠し財産が見つかった。損失の6割が返金できるが、そのためにはインフラ整備をしている会社の未公開株を購入しなくてはならない。」という電話があった。手続きの書類やパンフレットが送られてきたが、この話を信用しても大丈夫か。



76443

- ○購入を勧める業者とは別の業者が「高値で買い取る」などと話をして、消費者の投資意 欲をあおり、商品や権利を購入するように仕向ける「劇場型」の手口が跡を絶ちません。
- ○過去に未公開株や出資金など投資で被害に遭った人に対して、被害回復をうたい、 さらにお金をだまし取ろうとする手口も増加しています。
- ○未公開株や社債のほかにも水源地の権利、外国の通貨など様々なものが勧誘の対象 となっています。また、最近は除染ビジネス、介護施設の会員権、風力発電、リチウム採掘権などでも勧誘が行われています。
- ○いったんお金を支払ってしまうと、その後、業者と連絡が取れなくなってしまうことが多く、お金を取り戻すことは極めて困難です。
- ○おかしいなと思ったら、お金を支払う前に お近くの消費生活センターや消費生活相談 窓口にご相談ください。



日頃からの声かけが大切です/

2